

5 陳情第 10 号

5 陳情 第 10 号	新宿御苑における放射能汚染土再生利用の「実証事業」に関する 意見書の提出を求める陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	令和 5 年 2 月 20 日受理、令和 5 年 3 月 9 日付託
陳情者	新宿区新宿—— ————— 呼びかけ人 ————— 外 384 名

(要 旨)

以下の項目について、新宿区議会として国に意見書を提出してください。

- 1 住民や新宿御苑に関わる全ての人に対して実証事業の内容の詳細を十分周知してください。
- 2 誰もが参加できる公開説明会を改めて開催し、一方的な説明ではなく参加者からの質問に答えるような場を設けてください。
- 3 汚染土に含まれる放射性物質の濃度について、セシウム 137 以外の核種および有害物質もすべて測定し、区民に情報を開示してください。
- 4 住民や全ての関係者の理解が得られていない状態での実証事業は直ちに中止してください。

(理 由)

昨年来、環境省は東京電力原発事故で発生した福島県内の放射能汚染土の再生利用をめざして、新宿御苑の花壇で「実証事業」を行うと発表し、令和 4 年 12 月 21 日に新宿区内で住民説明会を開催しました。ところが説明会の対象は新宿 1 丁目、新宿 2 丁目の住民 50 名に限定され、周知方法も町内会掲示板に掲示されたのみで、実際の参加者は 26 名に留まりました。環境省は事業の実施は「住民の理解が前提」であり、ていねいな説明をするとしています。このような狭域小規模な説明会では到底関係者の理解は得られず、事業を強行することは許されません。

新宿御苑周辺は、学校、公共施設、多数の商店や住宅が密集し、幼稚園や保育園、小学校の野外活動が行われ、事業者や苑内で働く人など住民以外にも多数の人々が関わっています。近年ますます来苑者が増え、海外からも多くの旅行者が足を運ぶ国際的な観光拠点になりました。災害時の広域避難場所でもあります。更に東京湾から新宿御苑へは強風が吹き上げ、雨水により汚染土を通して沁み出る水は都内の下水道に流れ込むという点からも、首都中心部の広域に影響する事業であり、新宿 1 丁目、新宿 2 丁目の住民だけの問題ではありません。区議会として区民や関係者の安全と健康を守るため、上記の事項を意見書として国に提出することを求めます。